

令和 8 年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

この要領は、県が厚生労働省人材開発統括官から委託業務として受託して実施する令和8年度の委託訓練事業（長期高度人材育成コース）（以下「委託訓練」という。）の受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

審査について、県、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の指定を受けた国家資格等取得者の養成を行っている複数の学校又は養成施設（以下「養成施設」という。）から訓練に関する業務提案書の提出（以下「応募」という。）を求め、優れた提案を行った養成施設を審査し契約を行うことを目的とするものとする。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料2 業務仕様書」に掲げる業務について、岩手県と受託候補者が協議のうえ、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

（1）業務件名

令和8年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務

（2）委託業務内容

「資料2 業務仕様書」のとおり。

（3）委託期間

令和8年4月1日から令和11年1月31日とする。

（4）委託予定額（上限）

「資料2 業務仕様書4」に記載のとおり。

3 業務提案を求める内容

「資料3 業務提案書作成要領」のとおり。

4 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格要件〕

- （1） 岩手県内に対象国家資格等取得者を養成するための教育訓練施設を有していること。
- （2） 令和8年4月以降において、養成施設であること（応募する時点で、厚生労働大臣等への指定又は変更の申請手続中の者であって、厚生労働大臣等の指定等を受ける見込みがあるものを含む。）。
- （3） 国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下のいずれかに該当する職業訓練を実施するものであること。なお、以下のア及びイについては、訓練期間中

に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。

ア 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格（以下「国家資格」という。）の取得を訓練目標とするもの

イ 経済産業省により公表されている「IT スキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの。

ウ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。

エ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。

- (4) 訓練生の前年度又は直近 2 年間の平均の正社員就職率（ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率）が 80%以上であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 業務提案公募要領の配布開始の日から審査結果の公表の日までの期間に、岩手県が発注する業務について、入札参加停止等の措置を受けている者に該当する者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (9) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 事業の代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

5 担当部署

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（労働担当）

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

【担当】能力開発担当

電話：019-629-5585 FAX：019-629-5589

電子メールアドレス：AE0005@pref.iwate.jp

6 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 関係書類（様式）の入手方法

以下において配布する。

- ① 岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)
- ② 「コンペ>コンペ参加者募集状況」の場所

(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

- ① 受付期限 令和7年10月10日（金） 午後5時必着
- ② 提出先 「5 担当部署」に同じ。
- ③ 提出方法 「様式11 委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務提案質問票」に内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール AE0005@pref.iwate.jp により提出するものとする。
- ④ 回答方法 受け付けた質問事項と回答事項については、令和7年10月17日（金）までに、岩手県公式ホームページに掲載する。

(3) 業務提案書等の提出

参加者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

- ① 提出期限
令和7年10月31日（金） 午後5時必着
- ② 提出書類
「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる書類
- ③ 提出先及び提出方法
ア 「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。
イ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
ウ 郵送の場合は、封筒表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、①の日時まで必着のこと。
- ④ 留意事項
業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(4) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ⑤ 役員等が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴されたとき。
- ⑥ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な審査を妨げたとき。
- ⑦ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

- ⑧ その他企画競争に関する条件に違反した提案

7 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において行うものとする。

(2) 審査委員会の開催

① 開催日

令和7年11月27日（木）

② 開催方法等

非公開による書面審査とし、審査内容に関する質問や異議を一切受け付けないものとする。

(3) 受託候補者の決定

「資料4 プロポーザル審査要領」のとおり。

審査結果については、審査後速やかに別途文書により通知するものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

県は、定員数を明示し、受託候補者と岩手県が協議のうえ決定する。

(4) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しないものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

- | | | |
|------------------|-----------|-----------------|
| ① プロポーザル実施要領等の公表 | 9月29日(月) | ※ 説明会 10月15日(水) |
| ② 質問票の提出期限 | 10月10日(金) | ※午後5時まで |
| ③ 質問に対する回答 | 10月17日(金) | |
| ④ 業務提案書等提出期限 | 10月31日(金) | ※午後5時まで |
| ⑤ 審査委員会 | 11月27日(木) | |
| ⑥ プロポーザル結果通知 | 11月28日(金) | |
| ⑦ 契約締結 | 令和8年4月1日 | |

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

(4) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。